

あきる野市特別職報酬等審議会の市民公募の委員募集要項

あきる野市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）において市長、副市長及び教育長の給料の額について審議するにあたり、審議会への市民の参画を推進することにより、市制運営に市民の意見を反映させることを目的として、構成委員10人のうち2人を市民公募の委員として募集します。

1 募集人数

2人

2 任 期

令和7年7月から今回の諮問にかかる審議会の終了まで

3 応募資格

あきる野市在住の令和7年7月1日時点で18歳以上で、平日の昼間にあきる野市役所で行う会議に出席できる方（会議は対面開催とします。）

※ ただし、応募の時点で次に該当する人は対象となりません。

- ・ 審議の対象となる職（市長、副市長及び教育長）に就いている人の親族である等、第三者から見て利害関係を疑われるおそれがある人
- ・ あきる野市の市議会議員、市職員又は他の審議会等の委員である人

4 報 酬

会議1回につき9,500円（ただし、所得税を源泉徴収します。）

5 応募方法

(1) 提出書類

「応募用紙」及び「小論文用紙」に必要事項を記載し、職員課へ提出してください。

※ パソコン等で書類を作成する場合は、応募用紙の必要項目と小論文をご記入ください。この場合、応募用紙、小論文用紙と同じ形式でなくてもかまいません。

(2) 提出方法

あきる野市役所総務部職員課（市役所4階）へ持参または郵送により提出してください。

※ 持参の場合は、平日開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※ 郵送の場合は、197-0814 あきる野市二宮 350 番地 あきる野市役所職員課まで郵送してください。

(3) 受付期間

令和7年6月1日から6月30日までとします。

※ 郵送の場合は、消印有効とします。

6 選考方法

提出いただいた「応募用紙」及び「小論文用紙」に基づき、あきる野市職員が選考し、市民公募の委員を決定します。

7 その他

(1) 選考結果は、応募者全員の方に書面でお知らせします。

(2) 選考結果の如何にかかわらず、応募書類は返却いたしません。

(3) 応募用紙（様式「別紙1」）

住所、名前（ふりがな）、生年月日、年齢、電話番号、応募動機、活動経験（地域活動、他の審議会委員など）を記載してください。

(4) 小論文用紙（様式「別紙2」）

「特別職報酬等審議会に市民公募の委員が参加することの意義について」をテーマに800字程度にまとめてください。

8 問合わせ

あきる野市役所総務部職員課人事給与係

電話：042-558-1111（内線 2321）